

厚生労働省発基安0728第1号

令和3年7月28日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要  
綱」について、貴会の意見を求める。

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 事務所衛生基準規則の一部改正

一 室の作業面の照度

事業者が適合させなければならない室の作業面の照度について、作業の区分を「一般的な事務作業」及び「付随的な事務作業」とし、それぞれ三百ルクス以上及び百五十ルクス以上とすること。

二 独立個室型の便所を設ける場合における特例

1 事務所衛生基準規則第十七条第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、同時に就業する労働者が常時十人以内である場合は、男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所（以下「独立個室型の便所」という。）を設けることで足りるものとする。

2 独立個室型の便所は、次に定めるところにより設けるものとする。

(一) 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

(二) 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

3 事務所衛生基準規則第十七条第一項第二号から第四号までの規定にかかわらず、独立個室型の便所

を設ける場合（1及び2により独立個室型の便所を設ける場合を除く。）は、次に定めるところにより便所を設けなければならないものとする事。

(一) 男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 同時に就業する男性労働者の数              | 便房の数  |
| 設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下    | 一   |
| 設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数 | 一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数 |

(二) 男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 同時に就業する男性労働者の数              | 箇所数   |
| 設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下    | 一   |
| 設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数 | 一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が三十人を超える三十人又はその端数を増すごとに一を加えた数 |

(三)

女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

|                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| 同時に就業する女性労働者の数           | 便房の数                 |
| 設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下 | 一                    |
| 設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数   | 一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗 |

数を超える数

じて得た数を同時に就業する女性労働者の数から減じて得た数が二十人を超える二十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

三 その他実態に合わなくなった用語を見直すほか、所要の改正を行うこと。

## 第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 独立個室型の便所を設ける場合における特例

第一の二と同様の改正を行い、独立個室型の便所を設ける場合における特例を定めるものとする。

二 事業者が少なくとも備えなければならない救急用具の品目に関する規定を削除すること。

三 その他所要の改正を行うこと。

## 第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第一の一にあつては、令和四年九月一日から施行すること。